平成２１年（フ）第９７号
茨城県取手市新町３丁目24番12号
債務者　仲村　和子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１号
福岡県大牟田市加納町２丁目105番地
債務者　古賀　美幸
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第５４号
福岡県みやま市高田町下楠田1632番地
債務者　築島　信浩
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第５９号
福岡県大牟田市本町４丁目２番地２　国崎第２ビル305号
債務者　田崎　敏子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第３４２号
長崎県西彼杵郡長与町岡郷426番地―303号、旧住所長崎県長崎市横尾１丁目１番９号
債務者　村川真奈美
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
長崎県長崎市中小島１丁目３番２号　コーポ尾崎109
債務者　村田　　学
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
長崎県西海市西彼町下岳郷121番地１
債務者　辻岳　正寿
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７０号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3759番地
債務者　池本ルミ子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
熊本市保田窪３丁目12番７号
債務者　平井　　昇
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６１７号
熊本市春日７丁目19番97号　岡村アパート101号
債務者　安田　利子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３０号
北海道虻田郡留寿都村字留寿都67番地
債務者　大野　一美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第４３４号
千葉県松戸市東平賀188番地の７鈴木コーポ202
債務者　多田　健司
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４４９号
千葉県我孫子市台田４丁目２番15―403号
債務者　古川　貴志
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４６４号
千葉県柏市酒井根５―２―27ドリームコーポ２号、住民票上の住所千葉県柏市酒井根５丁目９番43号
債務者　渡邉さち代
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１９９号
山梨県甲斐市竜王2060番地２
債務者　小宮山恵美子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
山梨県笛吹市石和町井戸237番地１
債務者　佐野　正人（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
山梨県甲府市徳行２丁目14番27号　プルミエ205
債務者　川口　健二
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係